

担当職員より

最近、移住希望者の空き家・空き地バンクのお問い合わせを多くいただきました。バンクを介して売買や賃貸が成約した移住希望者は、購入や改修、住宅新築費用の補助が受けられるため、改修が必要な物件であっても、成約しやすくなります！



空き家活用担当 花野 公輔
移住相談担当 光中 真依

契約に係る仲介には市と協定を結んでいる県宅建協会の加盟業者に入っているだけで、安心して手続きを進められます。

少しでも空き家の売買や賃貸をお考えでしたら、ぜひご相談ください。

※県宅建協会・和歌山県宅地建物取引業協会

空き家・空き地バンクの流れ

①市役所へ連絡

物件について簡単な聴き取りをさせていただきます。お時間は5分～10分程度です。ぜひお気軽にお問い合わせください。



②現地調査・登録手続き

物件の調査をさせていただきます。所有者様にも立ち合いをお願いしています。登録手続きとして申請書や誓約書に記入していただきます。



③内見対応

利用希望者から市役所に問い合わせがあった際、内見の立ち合いをお願いします。日程調整は所有者様のご都合を第一優先としています。



④契約

移住希望者から契約の意向が示された場合、市から所有者様に連絡します。仲介は県宅建協会の加盟業者が行いますので、安心して契約していただけます。



活用された方の生の声

空き家所有者



伊藤さん

娘 から「あの空き家を私に残さんといて」と言われたことがバンクに登録したきっかけでした。その後も買い手が見つかるか不安でしたが、登録してから「家を拝見したい」と何件か連絡をいただき、すごく驚きました。相手側との連絡は市役所が間に入るので安心して進められ、この度、大切な家に新しい命を吹き込んでもらえることとなり、本当に嬉しく、感謝しています。

子

育てが一段落し、移住のために様々な物件を探していたのですが、今回有田市とても良いご縁をいただきました。最終的に決め手となったのは、空き家の状態が良かったことや、改修するための補助金があること。また、果物と釣り好きで、のどかな雰囲気でありながらも、スーパーや病院など車で行けばすぐというところもポイントでした！今後、生活するのが楽しみです。



市村さんご夫婦

移住予定者

補助制度

所有者向け

家財道具の処分費用を補助！
空き家をバンク登録するときに、最大10万円まで家財道具処分費用の補助があります。



売買契約の仲介手数料を補助！
バンクを通して空き家（地）を売買（賃貸）契約するとき、仲介手数料の補助があります！

移住者向け

空き家の購入費用・改修費用
購入・改修とも上限100万円など、支援が充実しています。詳しくはこちら↓



申・問 経営企画課 TEL 22-3731



特集

空き家に新たな命を！

人口減少や少子高齢化などにより、全国で急増している空き家。有田市も例外ではありません。しかし、中にはまだまだ住める状態の空き家も多く存在しています。

一方で、有田市への移住相談も増えており、そのほとんどの人は空き家を探しています。有田市ではこうした方と空き家をつなぐ「空き家・空き地バンク」（以下、バンク）の取組を進めています。